# 人事委員会年報

令和3年度

兵庫県人事委員会

# 目 次

I	組織	及び運営	1
]	L 人	事委員会	1
	(1)	人事委員会の設置	1
	(2)	人事委員会の権限	1
	(3)	人事委員会の構成	1
	(4)	人事委員会の運営	2
	(5)	規則、告示等の制定、改廃の状況	8
	(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	9
2	2 事	務局	10
	(1)	組織	10
	(2)	職員の定数・現員	10
	(3)	分掌事務	11
Π	事業	の概要	12
]	L ಾ	員の任用	12
	(1)	任用制度の概説	12
	(2)	職員の採用	12
	(3)	広報等の取組	19
2	2 瓏	<b>員の給与</b>	22
	(1)	職員給与実態調査	22
	(2)	民間給与実態調査	23
	(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	25
	(4)	勧告の実施状況	25
	*	職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(令和3年)	26
3	3 職	員の利益保護	29
	(1)	勤務条件に関する措置要求	29
	(2)	不利益処分に関する審査請求	30
	(3)	職員の苦情の処理	31
	(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	31
4	1 職	<b>員団体</b>	33
	(1)	職員団体の登録	33
	(2)	管理職員等の範囲	34
Ę	5 労	働基準監督機関の職権行使	37
	(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	37
	(2)	労働基準法等に基づく職権行使	38
6	5 退	職管理	38
7	7 追	職手当の支給制限等に係る意見照会	38

#### I 組織及び運営

#### 1 人事委員会

#### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例(昭和26年条例第23号)により、昭和26年6月11日に設置された。

#### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである(法第8条第1項)。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し 出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置 を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

#### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され(法第9条の2第1項)、委員は議会の同意を得て知事が選任する(法第9条の2第2項)。

委員の任期は4年(法第9条の2第10項)で、委員は次のとおりである。

職名	氏 名	常勤・ 非常勤	任 期	現職	略歴
委員長	松 田 直 人 (まつだ なおと)	常勤	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	_	・教育次長 ・阪神南県民センター長 ・会計管理者
委員 (委員長職 務代理者)	鈴 木 尉 久 (すずき やすひさ)	非常勤	平成29年10月13日から 令和7年10月12日まで	間瀬·鈴木法律 事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員	長 尾 真 (ながお まこと)	非常勤	令和元年10月12日から 令和5年10月11日まで	神姫バス株式会社代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事

# (4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する(法第10条)。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する(法第11条)。

人事委員会の令和3年度の会議は25回、議案等の内訳は議案100件、協議事項1件、報告事項66件、計167件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	議案等			
1656	R3. 4. 6	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1655回)			
		〔報告事項〕			
		1 人事委員会年報(令和2年度)			
		2 看護師等採用試験(令和3年度)の実施予定(募集人数)			
		3 任命権者が行った処分			
1657	R3. 4.22	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1656回)			
		2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件			
		3 職員採用試験(令和3年度)に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件			
		4 行政A (大卒程度)・資格免許職採用試験(令和3年度)実施要綱決定の件			
		5 獣医師採用選考試験(令和3年度)実施要綱決定の件			
		6 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件			
		7 職種別民間給与実態調査(令和3年)要綱決定の件			
		8 職員給与実態調査(令和3年)要綱決定の件			
1658	R3. 5. 7	〔議  案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1657回)			
		2 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件			
		3 採用選考試験(第1回)実施要綱決定の件			
		4 選考によって採用することができる職の指定の件			
		5 製鉄記念広畑病院職員を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件			
		報告事項			
		1 公立学校職員等の退職手当に関する条例に基づく兵庫県教育委員会からの意見			
		会の件			
		2 民間給与実態調査等に関わる要請書等			
		3 任命権者が行った処分			
		4 県民の信頼確保と厳正な規律の保持			
1659	R3. 6. 3	議案			
		1 議事録の承認を求める件(第1658回)			
		2 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件			
		3 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件			
		[報告事項]			
		1 行政A (大卒程度)・資格免許職採用試験の申込状況			
		2 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い			
		3 任命権者が行った処分			
		4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律			

1660	R3. 6.15	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1659回)			
		2 行政B(高卒程度)採用試験実施要綱決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 職員採用オンラインガイダンス(行政B)の実施			
		2 国家公務員法等の一部を改正する法律の概要			
1661	R3. 6.28	〔議  案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1660回)			
		2 行政A (大卒程度) 採用試験筆記試験合格者決定の件			
		3 獣医師採用選考試験最終合格者決定の件			
		4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件			
		5 県の組織改正に伴う規則等制定の件			
		-職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改			
		正する規則等2件-			
		〔報告事項〕			
		1 任命権者が行った処分			
1662	R3. 7. 1	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1661回)			
		2 公立学校職員等の退職手当に関する条例に基づく兵庫県教育委員会からの意見照			
		会の件			
		3 資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件			
1663	R3. 7.21	〔議  案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1662回)			
		2 退職手当返納命令処分に関する兵庫県教育委員会からの意見照会の件			
		3 審査請求の受理及び審査長の指名の件			
		4 行政A (大卒程度) 採用試験1次面接試験合格者決定の件			
		5 採用選考試験(第1回)筆記試験合格者決定の件			
		6 採用選考試験(第1回)合格者(応募者が少ない職種)決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 看護師等採用候補者選考試験(第1回)の実施状況			
		2 兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ			
		3 任命権者が行った処分			
1664	R3. 8. 4	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1663回)			
		2 資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件			
		3 障害のある人を対象とする職員採用選考試験実施要綱決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 任命権者が行った処分			
		2 新県政推進室の設置			

R3. 8.19   〔議 案〕	
2 経験者採用試験実施要綱決定の件 3 製鉄記念広畑病院職員を対象とする採用選考試験合格者決定の件	
3 製鉄記念広畑病院職員を対象とする採用選考試験合格者決定の件	
ー県の組織改正に伴う規則等制定の件ー	
[報告事項]	
1 行政B (高学程度) オンフインガイタンスの開催結果   2 人事院勧告   2 人事に制告   1 行政B (高学程度) オンフィンガイタンスの開催結果   1 行政B (高学程度) オンフィンガイタンスの開催	
1666 R3. 8. 26 (議案)	
1 議事録の承認を求める件 (第1665回)	
2 行政A (大卒程度) 採用試験最終合格者決定の件	
[報告事項]	
1 警察官採用試験(第1回)の実施結果	
2 給与勧告等に関する要請等	
1667 R3. 9. 2 〔議 案〕	
1 議事録の承認を求める件(第1666回)	
2 資格免許職採用試験最終合格者決定の件	
3 社会人経験者採用試験実施要綱決定の件	
1668 R3. 9. 9 〔議 案〕	
1 議事録の承認を求める件(第1667回)	
2 採用選考試験(第1回)最終合格者決定の件	
〔報告事項〕	
1 看護師等採用候補者選考試験(第2回)の実施結果	
2 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ	
3 定期人事異動(令和3年秋)〈警察〉	
1669 R3. 10. 4 〔議 案〕	
1 議事録の承認を求める件(第1668回)	
〔協議事項〕	
1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い	
〔報告事項〕	
1 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果	
2 行政B (高卒程度) 採用試験筆記試験の実施状況	
3 経験者採用試験の申込状況	
4 任命権者が行った処分	
1670 R3. 10. 12 〔議 案〕	
1 議事録の承認を求める件(第1669回)	
2 職員の給与等に関する報告及び勧告	
3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の作	牛
4 行政B(高卒程度)採用試験筆記試験合格者決定の件	
〔報告事項〕	
1 職員勤務実態調査の実施	
2 障害のある人を対象とする職員採用選考試験の申込状況	

1671	R3. 11. 11	〔議 案〕			
		1 委員長職務代理者指定の件			
		2 議事録の承認を求める件(第1670回)			
		3 行政B(高卒程度)採用試験最終合格者決定の件			
		4 経験者採用試験筆記試験合格者決定の件			
		5 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件			
		〔報告事項〕			
		1 都道府県人事委員会勧告の状況			
		2 任命権者が行った処分			
		3 看護師等採用候補者選考試験(第3回)の実施状況			
		4 職員採用ポータルサイトの開設			
1672	R3. 11. 18	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1671回)			
		2 措置要求の判定の件(令和3年(措)第1号事案)			
		3 社会人経験者採用試験筆記試験合格者決定の件			
		4 障害のある人を対象とする採用選考試験筆記試験合格者決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 任命権者が行った処分			
1673	R3. 11. 30	〔議  案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1672回)			
		2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件			
		3 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件			
		4 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部			
		正する規則制定の件			
		〔報告事項〕			
		1 地方公務員の給与改定等に関する取扱い			
		2 看護師等採用候補者選考試験(令和4年度)の実施予定			
		3 任命権者が行った処分			
1674	R3. 12. 23	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1673回)			
		2 経験者採用試験最終合格者決定の件			
		3 障害のある人を対象とする採用選考試験最終合格者決定の件			
		4 採用選考試験(第2回)実施要綱決定の件			
		5 不妊治療のための休暇の新設等に伴う規則等制定の件			
		- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する			
		規則の一部を改正する規則等2件-			
		〔報告事項〕			
		1 職員採用ガイダンスの実施			
		2 職員勤務実態調査に係る書面調査の結果等			
		3 任命権者が行った処分			
<u> </u>	I				

1675	R4. 1.13	〔議  案〕			
1010	K1. 1. 10	1 議事録の承認を求める件 (第1674回)			
		2 社会人経験者採用試験最終合格者決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 人事行政の運営等の状況			
		2 警察官採用試験(第2回)の実施結果			
		3 職員採用案内2022の作成			
1676	R4. 1.26	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1675回)			
		2 審査請求の裁決の件(令和3年(不)第1号事案)			
		3 職員採用試験の見直し(令和4年度)の件			
		〔報告事項〕			
		1 採用試験広報活動計画(令和4年度実施試験向け)			
		2 警察官採用試験(令和4年度)の実施			
		3 退職手当支給制限処分に関する兵庫県教育委員会からの意見照会の件			
		4 任命権者が行った処分			
1677	R4. 2.18	〔議  案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1676回)			
		2 採用選考試験(第2回)最終合格者決定の件			
		3 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件			
		4 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を			
		改正する条例の制定に伴う意見の件			
		5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見			
		の件			
		6 職員採用試験等実施日程(令和4年度)決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 女性ガイダンスの実施			
		2 行政Bガイダンス(第2回)の実施			
1678	R4. 3. 8	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件(第1677回)			
		2 退職手当支給制限処分に関する兵庫県教育委員会からの意見照会の件			
		3 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定に対する			
		同意の件			
		4 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件			
		5 職員採用試験(令和4年度)に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件			
		6 特別枠採用試験(令和4年度)実施要綱決定の件			
		〔報告事項〕			
		1 看護師等採用選考試験の実施結果及び実施予定(令和4年度)			
		2 任命権者が行った処分			

1679	R4. 3.23	〔議  案〕
		1 議事録の承認を求める件(第1678回)
		2 事務局職員の任免及び異動の件
		3 審査請求の受理及び審査長の指名の件
		一令和4年(不)第2号 <del>事</del> 案一
		4 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件
		- 令和4年(措)第1号事案及び第2号事案-
		5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件
		6 派遣先団体の名称変更等に伴う規則制定の件
		一公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則
		の一部を改正する規則-
		〔報告事項〕
		1 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ等
		2 審査請求事案の処理方針
		3 職員勤務実態調査(実地調査・是正指導)の結果
		4 職員採用ガイダンスの開催結果
		5 職員採用ポスター・チラシの作成
		6 定期人事異動(令和4年春)〈警察本部〉
		7 任命権者が行った処分
1680	R4. 3.31	〔議  案〕
		1 議事録の承認を求める件(第1679回)
		2 審査請求の裁決の件(令和4年(不)第1号事案)
		3 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件(令和4年(措)第3号事案)
		4 人事委員会公印規程の一部を改正する訓令制定の件
		5 平成9年告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)
		の一部改正の件
		6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び子育て支援に関する条例の改正等に伴
		う規則等制定の件
		ー職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則等2件ー
		7 県の組織改正に伴う規則等制定の件
		ー職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則等2件-
		[報告事項]
		1 組織改正・人事異動の概要等(令和4年度)〈知事部局・教育委員会〉
		2 人事委員会年報(令和3年度)
		3 女性ガイダンスの開催結果
		4 警察官採用試験(令和3年度)の結果
		5 任命権者が行った処分

# (5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和3年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

# ア規則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概要
(令和3年) 第7号	R3. 6. 30	職員の管理職手当に関する規則及び 管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則	県の組織改正に伴い、管理職手当を支給 する職の改正等を行った
第8号	R3. 8. 10	職員の管理職手当に関する規則及び 管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則	県の組織改正に伴い、新県政推進室の設置に係る規定の整備を行った
第9号	R3. 11. 12	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	令和3年12月期に係る第1号会計年度 任用職員の期末手当について、別に規則 で定める額を支給するための規定を設 けた
第10号	R3. 12. 1	職員の給与に関する規則及び公立学 校教育職員等の給与に関する規則の 一部を改正する規則	勤勉手当算定に係る期間率を国家公務 員と同率に改めた
第11号	R3. 12. 3	会計年度任用職員の給与等に関する 規則の一部を改正する規則	令和4年度以降に係る第1号会計年度 任用職員の期末手当を引き下げた
第12号	R3. 12. 24	職員の勤務時間、休暇等に関する規則 及び会計年度任用職員の給与等に関 する規則の一部を改正する規則	不妊治療のための休暇の新設及び会計 年度任用職員の産前・産後休暇等の有給 化を行った
(令和4年) 第1号	R4. 3. 24	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称を変更するとともに、 退職者による働きかけの規制の適用除 外団体から解散した法人を削除した。
第2号	R4. 3. 31	職員の勤務時間、休暇等に関する規則 等の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正等に伴い、フレックスタイム制に係る対象職員の拡大及び会計年度任用職員の介護休暇等の取得要件の緩和を行った。
第3号	R4. 3. 31	職員等の旅費に関する規則等の一部 を改正する規則	県の組織改正に伴い、管理職手当を支給 する職及び区分の改正等を行った

# イ 告示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概要
(令和3年)	R3. 6. 30	職員の給与に関する実施規程の一部	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の
第5号		を改正する規程	改正を行った
第6号	R3. 8. 10	職員の給与に関する実施規程の一部	県の組織改正に伴い、新県政推進室の設
		を改正する規程	置に係る規定の整備を行った
第7号	R3. 12. 24	職員の勤務時間、休暇等に関する実	規則改正に伴い、関係規定の整備を行っ
		施規程及び会計年度任用職員の給与	た
		等に関する実施規程の一部を改正す	
		る規程	
(令和4年)	R4. 3. 9	職員の給与に関する実施規程の一部	警察本部の国との人事交流における取
第1号		を改正する規程	扱いを踏まえ、級別職務区分表の改正を
			行った

第2号	R4. 3. 31	職員の勤務時間、休暇等に関する実	規則改正に伴い、関係規定の廃止及び引
		施規程等の一部を改正する規程	用条文の変更を行った
第3号	R4. 3. 31	職員の給与に関する実施規程及び公	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の
		立学校教育職員等の給与に関する実	改正等を行った
		施規程の一部を改正する規程	
第4号	R4. 3. 31	口頭により開示請求をすることがで	試験制度見直しに伴い、告示の一部の改
		きる個人情報の指定の一部を改正す	正を行った
		る規定	

# ウ訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(令和4年) 第1号	R4. 3. 31		公印の使用が認められる文書の要件を 規定した。

# (6) 条例・規則の制定に伴う意見等

# ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は 人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和3年度中に条例案について意見を提 出したものは次のとおりである。

	にもりは火のと	-40 / Ca/.0 <sub>0</sub>	
意見提出 年月日	議案番号	件 名	意見
R3. 6. 3	第354回定例会	職員の服務の宣誓に関する条例	服務の宣誓の際に押印等を不要とするこ
	第105号議案	等の一部を改正する条例	とは、行政手続に関する押印の見直しに係
			る基本方針を踏まえたものであり、国家公
			務員に準じた取扱いであるため、異議はあ
			りません。
R3. 10. 21	第355回定例会	職員の給与等に関する条例等の	本委員会の「職員の給与等に関する報告
	第146号議案	一部を改正する条例(特別職に係	及び勧告」に基づく期末手当の引下げを実
		る部分を除く。)	施するためのものであり、異議はありませ
			ん。
R3. 11. 30	第356回定例会	職員の給与等に関する条例等の	本委員会が行った「職員の給与等に関す
	第164号議案	一部を改正する条例(特別職に係	る報告及び勧告」に基づき、期末手当の引
		る部分を除く。)	下げを行うものであり、異議はありません。
R4. 2. 18	第357回定例会	職員の給与等に関する条例及び	管理職手当の減額措置は、平成12年度か
	第29号議案	公立学校教育職員等の給与に関	ら相当長期にわたり継続されていますが、
		する条例の一部を改正する条例	「職員の給与等に関する報告及び勧告」で
			言及してきたとおり、あくまで期間を限定
			した緊急的・臨時的なものであることが求
			められます。
			県議会が議決した「県政改革方針」に基
			づき、本県の財政状況を踏まえ実施される
			としても、職員のモティベーションの維
			持・向上や人材確保の観点から、できる限
			り速やかに解消されるよう要請します。

第357回定例会	職員の勤務時間、休暇等に関する	フレックスタイム制の対象職員の拡大、
第31号議案	条例等の一部を改正する条例	会計年度任用職員に係る育児休業等の取得
		要件の緩和及び子育て支援に係る措置等の
		任命権者への義務付けは、「職員の給与等に
		関する報告及び勧告」に沿った内容であり、
		育児と仕事の両立など働き方改革の推進に
		資することから、異議はありません。

# イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、令和3年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

回答年月日	件 名	協議者
R4. 3. 8	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

# 2 事務局

# (1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。 事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

(令和4年3月31日現在)



## (2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

00 C 1110 0 C 22	*10-17 * **//	1 707 (10 7) 1
事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

# (3) 分掌事務

(任用課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求 の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などを行っている。

課名	班名	分 掌 事 務							
任用課	総務審査班	1 人事委員会の会議							
		2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事							
		3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰							
		4 事務局職員の安全及び健康							
		5 公印の管守							
		6 文書の収受、発送、編集及び保存							
		7 予算、決算及び会計							
		8 物品の管理							
		9 広報							
		10 公文書の公開等の連絡調整							
		11 個人情報の開示等の連絡調整							
		12 勤務条件に関する措置の要求							
		13 不利益処分に関する審査請求							
		職員の苦情の処理							
		学校医等の公務災害補償に関する審査の請求							
		16 労働基準監督機関の職権行使							
		17 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果							
		18 退職手当の支給制限等に係る意見							
		19 職員の退職管理							
		20 他の課及び班の所掌に属しないこと							
	任用班	1 職員の任用(給与課の所掌に属するものを除く)							
		2 研修及び人事評価							
		3 人事記録に関する事項の管理							

# (給与課) 職員の給与等に関する勧告の実施などを行っている。

課名	班名	分 掌 事 務
給与課	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告 3 給与の支払の監理 4 旅費の制度 5 服務の基準 6 厚生福利制度 7 職員の定年等 8 職員の採用選考(採用選考試験の実施を除く) 9 職員団体等

#### Ⅱ 事業の概要

# 1 職員の任用

## (1) 任用制度の概説

#### ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない(法第 15条)。

#### イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる(法第17条)。

#### ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる(法第17条の2)。

#### (2) 職員の採用

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試験会場の座席間距離の確保や換気、受験者への検温やマスク着用の徹底等を講じた上で試験を実施した。

また、集団討論(行政A(大卒程度)、経験者採用)は令和2年度に引き続き中止した。

#### ア 競争試験による採用

令和3年度に実施した競争試験は行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者、 社会人経験者であり、受験者数は、計2,369人(行政A(大卒程度)905人、資格免許職377人、行政 B(高卒程度)190人、経験者536人、社会人経験者361人)となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

#### (ア)各競争試験の特徴と傾向(令和3年度)

# a 行政A(大卒程度)採用試験

受験者数905人に対し、最終合格者数は240人で、競争率は前年度を0.2ポイント上回る3.8倍となった。

一般事務職では523人が受験し、最終合格者数は102人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回る5.1倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の50.8%を5.0ポイント上回る55.8%となった。

#### b 資格免許職採用試験

受験者数377人に対し、最終合格者数は94人で、競争率は前年度と同じ4.0倍となった。

#### c 行政B(高卒程度)採用試験

受験者数190人に対し、最終合格者数は41人で、競争率は前年度を0.8ポイント下回る4.6倍となった。

一般事務職では64人が受験し、最終合格者数は13人で、競争率は前年度を3.4ポイント下回る4.9倍となった。

#### d 経験者採用試験

受験者数536人に対し、最終合格者数は89人で、競争率は前年度を0.7ポイント下回る6.0倍となった。

一般事務職では399人が受験し、最終合格者数は66人で、競争率は前年度を2.1ポイント下回る6.0倍となった。

# e 社会人経験者採用試験

受験者数361人に対し、最終合格者数は17人で、競争率は前年度を1.9ポイント下回る21.2倍となった。

一般事務職では208人が受験し、最終合格者数は9人で、競争率は前年度を18.7ポイント下回る23.1倍となった。

## (イ) 各競争試験の日程(令和3年度)

H //	र्ज /   14n pp	筆記	筆記	面接	面接	最終合格	
区分	受付期間	試験日	試験地	試験日	試験地	発表日	
	/ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		神戸市	3. 7. 5			
行政A(大卒程度)	〈インターネット〉 3. 5. 10~3. 5. 28	3. 6. 20	小山二川1	~3. 8. 20	神戸市	3, 8, 27	
採用試験	5. 5. 10 -5. 5. 20	3. 0. 20	東京都	のうち指定す	147 111	5. 6. 21	
			水水和	る2日			
	〈インターネット〉		神戸市	3. 7. 16			
   資格免許職採用試験		3. 6. 20	117 114	~3. 8. 27	神戸市	3. 9. 3	
A LO DEL LINATA DE MANA	0. 0. 10 0. 0. 20	0. 0. 20	東京都	のうち指定す	1,10, 114		
			)(O1/10)	る2日			
	〈インターネット〉		神戸市	3. 10. 25		3. 11. 12	
行政B(高卒程度)	3. 8. 3~3. 9. 9	3. 9. 26	117 11	~3. 11. 4	神戸市		
採用試験	(郵送)		豊岡市	のうち指定す	117		
	3. 8. 3~3. 9. 9		, • ,	る1日			
	   〈インターネット〉		神戸市	3. 11. 20			
経験者採用試験		3. 10. 10		~3. 12. 5	神戸市	3. 12. 24	
			東京都	のうち指定す			
				る1日			
LL A L CONTRA Le				3. 12. 18			
社会人経験者	〈インターネット〉	3. 10. 24	神戸市	~3. 12. 26	神戸市	4. 1. 14	
採用試験	3. 9. 21~3. 10. 12			のうち指定す			
				る1日			

<sup>※</sup>令和2年度にシステム改修を行い、一部の試験を除き、インターネットによる申込のみとした。

# (ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法(令和3年度)

区分	受 験 資 格	試 験 方 法
行政A (大卒程度) 採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~27歳(令和4年4月1日現在) ただし、児童福祉司及び心理判定員 は22歳~45歳 イ 21歳(令和4年4月1日現在)以下の者 で、4年制大学等を令和4年3月31日ま でに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学 職にあっては、資格取得者(取得見込 者を含む。)に限る。	専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制)2時間 技術系職種(農学職、総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間

		論文試験 1題 1,200字 1時間30分
		面接試験
		口述試験(個別面接①、個別面接②)
		適性検査
	1 45歳以下(令和4年4月1日現在)	筆記試験
	2 資格取得者(取得見込者を含む。)	専門試験 択一式・記述式 2時間
資格免許職	に限る。	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
採用試験		面接試験
		口述試験(個別面接①、個別面接②)
		適性検査
	1 18歳~21歳(令和4年4月1日現在)	筆記試験
	ただし、定時制・通信制高校在学中の	教養試験 択一式50題 2時間
	者(既に高卒以上の学歴を有する者を	専門試験
	除く。)に限り、18歳~30歳の者。	林学職 択一式40題 2時間
行政B	2 次の学歴を有する者は除く。	農学職、総合土木職
(高卒程度)	大学(短期大学を除く。)及びこ	択一式40題(一部選択解答制) 2時間
採用試験	れと同等と認められる大学校等を	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
17/1/11/2/05/	ア 卒業した者	作文試験
	イ 在学期間(休学期間を除く。)が	事務系職種 1題 800字 1時間
	通算して2年を超える者	面接試験
	ウ 第3年次以上に現に在学し又は在	口述試験(個別面接①、個別面接②)
	学したことがある者	適性検査
	1 25歳~34歳(令和4年4月1日現在)	筆記試験
	【 A区分 30歳~34歳 】	職務経歴書
経験者	【 B区分 25歳~29歳 】	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
採用試験		面接試験
		口述試験(個別面接①、個別面接②)
		適性検査
	1 35歳~45歳(令和4年4月1日現在)	筆記試験
		エントリーシート
		教養試験(総合土木職を除く)
社会人		択一式50題 2時間
経験者		専門試験(総合土木職)
採用試験		択一式40題(一部選択解答制) 2時間
		面接試験
		口述試験(個別面接①、個別面接②)
		適性検査

# (I) 各競争試験の実施状況(令和3年度)

試験	職種	採用予 定数	申込者	筆記	試験	1次面	接試験		最終合			辞退者
区分	<u>스</u> 刀		数	受験者 数:A	合格者 数	受験者数	合格者 数	接試験受験者数	格者数 : B	(A/B)	数	数
		人	人	人		人	人	人	人	倍	人	人
	一般事務職	80	763	523	400	331	200	188	102	5. 1	73	29
	警察事務職	6	71	44	27	27	16	16	8	5. 5	7	1
	教育事務職	24	119	96	82	79	62	62	34	2.8	28	6
	児童福祉司	7	31	24	21	21	18	18	11	2. 2	10	1
行	心理判定員	3	25	17	16	16	8	8	5	3.4	5	0
政.	農学職	16	72	53	53	47	38	36	19	2.8	17	2
Α	林学職	4	19	14	9	8	8	8	5	2.8	5	0
$\widehat{}$	水産職	4	21	15	14	14	10	9	5	3.0	5	0
大卒	環境科学職	2	16	8	8	7	6	5	3	2.7	2	1
程	総合土木職	26	54	35	33	28	27	27	21	1.7	19	2
度	建築職(一般)	4	18	11	11	11	10	9	5	2.2	4	1
	建築職(警察)	1	3	2	2	2	2	2	2	1.0	2	0
	機械職	3	8	2	2	2	2	2	1	2.0	1	0
	電気職	3	12	8	7	6	5	3	3	2.7	3	0
	小中学校事務職	13	71	53	43	42	32	30	16	3. 3	15	1
	小計	196	1, 303	905	728	641	444	423	240	3.8	196	44
	保健師 (一般)	18	43	32	32	32	27	26	23	1.4	19	4
	保健師(警察)	2	15	9	8	8	6	3	2	4. 5	1	1
•	栄養士	2	62	44	8	8	6	6	2	22. 0	2	0
資	薬剤師	24	60	53	50	46	38	36	28	1. 9	25	3
貝	臨床検査技師	4	60	50	17	16	8	7	6	8.3	6	0
格	診療放射線技師	5	47	46	21	21	10	9	6	7. 7	5	1
免	精神保健福祉相談員	4	38	28	16	16	8	8	4	7. 0	4	0
允	医療福祉相談員	3	25	18	13	13	6	6	3	6.0	2	1
許	理学療法士	7	45	41	29	28	14	14	7	5. 9	7	0
1194	作業療法士	5	7	7	7	7	6	6	5	1.4	5	0
職	言語聴覚士	1	8	7	7	7	4	4	1	7. 0	1	0
	視能訓練士	1	5	4	4	3	3	3	1	4.0	1	0
	臨床工学技士	6	46	38	24	23	12	12	6	6. 3	6	0
	小計	82	461	377	236	228	148	140	94	4.0	84	10
	一般事務職	9	82	64	48			45	13	4.9	12	1
	警察事務職	3	37	31	16			16	4	7.8	3	1
行 政 B	教育事務職	6	38	35	32			31	8	4. 4	8	0
政B(高卒程度)	農学職	2	13	13	8			8	4	3. 3	4	0
	林学職	1	5	5	3			3	2	2.5	2	0
	総合土木職	2	9	6	4			3	3	2.0	1	2
	小中学校事務職	5	39	36	28			27	7	5. 1	7	0
		28	223	190	139			133	41	4. 6	37	4

試験 区分			申込者数	筆記	試験	1次面	谚試験	最終面 接試験	最終合 格者数	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者 数
		定数		受験者 数:A	合格者 数	受験者 数	合格者 数	受験者 数	: B			
	一般事務職A	33	312	215	119			107	40	5. 4	28	12
	一般事務職B	22	310	184	79			72	26	7. 1	24	2
	警察事務職A	1	22	18	6			6	1	18.0	1	0
	警察事務職B	2	23	18	6			6	2	9.0	1	1
	教育事務職A	2	15	11	6			5	2	5. 5	1	1
	教育事務職B	1	21	13	6			6	1	13.0	1	0
	農学職A	2	7	6	5			5	2	4.0	2	0
	農学職B	2	9	6	4			4	1	4.0	1	0
経	林学職A	2	2	2	1			1	0	2.5	0	0
	林学職B	2	3	3	3			3	2		2	0
験	総合土木職A	5	6	2	2			2	0	1.6	0	0
	総合土木職B	3	10	6	6			6	5		5	0
者	建築職A	2	4	3	2			1	1	3.0	1	0
	建築職B		3	3	3			3	1	3.0	1	0
	機械職A	2	5	3	3			3	0	5. 0	0	0
	機械職B	2	4	2	2			2	1		0	1
	電気職A	1	5	4	4			3	1	3. 5	0	1
	電気職B	1	4	3	2			2	1		1	0
	小中学校事務職A	1	20	17	7			7	1	17.0	1	0
	小中学校事務職B	1	23	17	6			6	1	17.0	0	1
	小計	77	808	536	272			250	89	6.0	70	19
	一般事務職	5	320	208	40			34	9	23. 1	7	2
<del>7</del> ⊥	警察事務職	1	43	29	8			8	1	29. 0	1	0
社会人	教育事務職	1	41	32	8			7	1	32. 0	0	1
云人経験者	総合土木職	3	23	17	16			12	3	5. 7	2	1
者	小中学校事務職	3	104	75	24			23	3	25. 0	3	0
	小計	13	531	361	96			84	17	21. 2	13	4
	合計	396	3, 326	2, 369	1, 471			1, 030	481	4.9	400	81

#### (オ) 警察官採用試験

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の5県との共同方式により、採用試験を実施した。

## a 警察官採用試験実施状況(県内試験)(令和3年度)

(人)

実施日	<b>ラ</b> 八	採用予定	申込者数	1次試験	1次試験	2次試験	最終合格	競争率	採用者数	辞退者数
<b>夫</b> 爬口	区分	者数	中込有剱	受験者数	合格者数	受験者数	者数	<del>別事</del> 筆	休用有剱	叶赵有数
	男性A	251	2, 021	1, 533	716	637	305	5. 0	125	161
	男性B	156	2, 365	1, 908	874	750	293	6. 5	102	166
	女性A	45	545	412	153	138	76	5. 4	42	25
3. 4. 29,	女性B	35	639	497	175	142	55	9.0	14	24
3. 5. 8	サイバー捜査A	8	5	4	4	4	1	4. 0	0	1
3. 9. 18	サイバー捜査B		2	0	-	-	_	-	_	-
4. 1. 15	心理相談	2	16	10	4	2	1	10.0	1	0
	武道A	0	10	9	8	8	5	1.8	5	0
	武道B	8	1	1	0	-	_	-	_	_
	合計	505	5, 604	4, 374	1, 934	1, 681	736	5. 9	289	377

※採用者数及び辞退者数には、令和4年1月15日実施分の人数は含まれていない。

# b 警察官採用試験実施状況(県外試験)(令和3年度)

(人)

宇施口	実施日 区分 採用	採用予定	申込者数	1次試験	1次試験	2次試験	最終合格	競争率	採用者数	辞退者数
天旭日   四万	者数	中心但数	受験者数	合格者数	受験者数	者数	加于干	沐川有数	叶丛伯奴	
3. 5. 8	A	12	195	143	26	12	2	71. 5	1	1
~	В	13	256	190	64	42	15	12. 7	0	0
3. 12. 11	合計	25	451	333	90	54	17	19.6	1	1

※採用者数及び辞退者数には、令和4年10月採用予定者の人数は含まれていない。

#### イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を 行っている。

また、医師・歯科医師職1~2級、看護職1~4級、警察官の警部以下、病院局医療技術職2~ 6級(選考試験の実施権限を除く)の職の採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。

# (7) 採用選考実施状況 (職級別)

人事交流や選考試験により人事委員会が令和3年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	16 (14)	17 (16)	0	3	5	2	1	1	2	0	47 (30)
教育委員会	7 (7)	0	0	0	0	8	1	0	0	0	16 (7)
警察本部	3 (3)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	5 (3)
病院局	0	0	0	0	0	3 (3)	0	1 (1)	0	0	4 (4)
計	26 (24)	17 (16)	0	3	6	13 (3)	3	2 (1)	2	0	72 (44)

※ ( ) 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
警察本部	0	2 (2)	0	1	0	3 (2)
計	0	4 (4)	0	1	0	5 (4)

※ ( ) 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

# (参考)職員採用選考試験実施状況(令和3年度)

 $(\mathcal{N})$ 

実施日	職種	採用予定 者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
3. 6. 13	獣医師	13	28	24	12	12
3. 6. 28~	製鉄記念広畑病院職員を対象とする採	-	170	170	170	0
3. 7. 28	用選考					
3. 7. 3	産業技術職(デザイン工学系)	1	6	1	1	0
	産業技術職 (機械工学系)	1	8	1	1	0
	職業訓練指導員(機械・製図系)	1	3	1	1	0
	職業訓練指導員(塗装系)	1	2	1	1	0
	警察事務職(情報管理員)	1	8	1	1	0
	理化学職(化学)	2	32	2	2	0
	自動車整備士	1	4	1	1	0
	埋蔵文化財技師	3	23	3	3	0
	学芸員(日本史)	1	34	1	1	0
	学芸員(現代西洋・日本美術)	1	19	1	1	0
	心理判定員	1	2	1	1	0
	歯科衛生士(知事)	2	17	2	2	0
	歯科衛生士(病院)	1	14	1	1	0
	物理技師	1	1	1	1	0
	医療情報職	3	17	3	1	2
3. 10. 31	障害のある人を対象とする採用選考 (一般事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職)	9	51	6	6	0
4. 2. 6	総合土木職	7	14	7	4	3
	保健師	6	12	6	6	0
	獣医師	3	2	2	2	0
	海技職 (教育委員会)	1	1	1	1	0
	心理判定員	1	4	1	1	0
	医療情報職	2	9	2	2	0
	合 計	63	481	240	223	17

#### c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	37	25	62
計	37	26	63

d 看護職 (人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	3 (3)	1 (1)	0	4 (4)

e 警察職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	2	1	3	6	12

# (イ) 看護職採用選考試験 (病院局実施)

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
3. 5. 22, 23	410	805	280	2. 9	261	19
3. 7. 31		355	97	3. 7	83	14
3. 10. 16		119	27	4. 4	25	2
4. 1. 15		79	18	4. 4	17	1
3. 6. 28~7. 28(**)		424	424	1.0	424	0
合計		1, 782	846	2. 1	810	36

(※)は製鉄記念広畑病院職員を対象とする採用選考

#### (3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

#### ア 説明会等の実施

#### (7) 大学等での試験説明会の開催

従来、京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務 条件等について説明を行う説明会を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 オンラインでの説明会を重点的に実施した。

a 京阪神地域:令和3年度は27回(20大学等)開催し、574人が参加した。

(うち、24回(参加者:524人)はオンライン開催)

b 京阪神地域以外:令和3年度は9回(7大学等)開催し、45人が参加した。 (すべてオンライン開催)

# (イ) 職員ガイダンス・個別相談会の開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等の説明を行うとともに、職種別の業務説明を行うガイダンスを実施した。また、受験や職務への疑問や不安を解消し、県職員への志望度を高めるため、オンラインでの個別相談会を開催した。

対 象	実施日	参加人数
	4. 2. 8	
	4. 2. 9	
	4. 2. 10	
行政A・資格免許職採用試験受験者対象	4. 2. 14	536人
	4. 2. 15	
	4. 2. 19	
	4. 2. 21	
   行政B採用試験受験者対象	3. 7. 30	103人
1]以D1术用的缺文款有对象	4. 3. 28	32人
女性対象	4. 3. 17	65人
首都圏等向け個別相談会	3. 4. 27	9人
伊田山中学人	3. 5. 26	28人
個別相談会	3. 5. 27	67人
臨床検査技師・診療放射線技師	3. 5. 14	79人
合計		919人

#### (ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加 し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 14回(うちオンライン10回) 大阪市内 5回 東京都内 1回	1,376人
公務員予備校等での説明会	神戸市内 8回 (うちオンライン6回)	711人
	合計	2,087人

# (I) 大学1~2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1~2年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に出席し、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。令和3年度は兵庫県立大学、同志社大学、関西学院大学等で6回(うちオンライン5回)実施し、367人が参加した。

#### イ 情報発信等

#### (7) 職員採用ポータルサイトの開設

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や仕事内容・勤務条件、先輩職員メッセージ等のほか、パンフレットや採用説明会での配布資料等の情報提供を行うポータルサイトを令和3年10月に開設し、ページ閲覧回数は105,649回 (R3.10.29~R4.3.31) となった。

# (イ) 兵庫県職員採用Twitterの開設

令和2年度までのメールマガジンの配信に代わり、兵庫県職員採用Twitterアカウントを開設し、令和3年4月から採用試験や説明会の情報等を発信している。アカウントのフォロワー数は1,649人(R4.3.31時点)となった。

#### (ウ) 職員採用PR動画の配信

県職員の仕事の面白さ、県職員として働く魅力ややりがいを伝えるため、令和元年度に作成した職員採用PR動画を大学等での説明会や企業主催の就職セミナー等で使用したほか、三宮センター街の大型スクリーン等でも発信した。

「ひょうごチャンネル」(YouTube) 等にアップした動画は、全体版、男性編及び女性編を合わせ、34,799回 (R4.3.31 時点) 再生された。

# (エ) ポスター、パンフレット等の作成

目を引く配色の斬新なデザインのポスター・チラシを作成し、説明会や大学等で掲示・配布するとともに、JR加古川駅等の各駅への掲示、ローソンの広報用ラックへの配架等を行った。

このほか、兵庫県が求める人材、先輩職員のメッセージ、勤務条件等を説明した「採用案内」を作成し、説明会や大学等で配布した。

# 2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。 本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかに ついて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

#### (1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、令和3年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、勤務延長職員、再任用職員、育休任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

# ア 調査項目

- (ア) 給料
  - a 年齢及び経験年数
  - b 給与決定上の学歴
  - c 適用給料表及び職務の級、号給
- (4) 諸手当

## イ 調査結果の概要

## (7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分	適用	平均 年齢	平均経験 年数		学歴別人		性別人員 構成比		
給料表	人員(人)	(歳)	(年)	大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7, 290	42. 7	20.8	71. 0	6. 4	22. 5	0. 1	60.8	39. 2
研究職	191	45. 5	22. 4	99. 5	-	0. 5	-	84.8	15. 2
医師・歯科医師職	64	36. 3	10. 2	100.0	-	-	-	57.8	42.2
看護職	3	48.3	25. 3	-	100.0	-	-	0	100.0
警察職	11, 390	38.9	17. 7	52. 4	5. 3	42. 3	_	91.7	8.3
高等学校教育職	7, 347	43.4	19. 5	96. 7	2. 3	1. 0	-	59. 4	40.6
中・小学校教育職	16, 208	40.5	17. 6	95.8	4. 2	0.0	_	46. 9	53. 1
一般任期付職員	3	46. 7	22. 7	66. 7	_	33. 3	_	33. 3	66. 7
全給料表	42, 496	40.9	18. 5	80.1	4. 5	15. 4	0.0	63.6	36. 4

(円)

								(1 4)
	一人当た				内 訳			
給料表	り平均 給与総額	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手 当	その他の 手当
行政職	400, 699	330, 610	9, 092	27, 341	5, 554	15, 360	9, 843	2, 899
研究職	459, 548	381, 350	11, 173	28, 313	6, 983	17, 598	10, 932	3, 199
医師•歯科医師職	780, 334	376, 375	2, 211	67, 010	5, 680	5, 458	40, 227	283, 373
看護職	403, 265	334, 133	2, 167	31, 612	9, 333	14, 820	0	11, 200
警察職	400, 418	329, 640	14, 623	29, 219	4, 834	14, 692	1, 237	6, 173
高等学校教育職	456 <b>,</b> 023	(16, 612) 382, 065	8, 998	28, 057	6, 599	11, 520	2, 968	15, 816
		(13, 717)						
中·小学校教育職	422, 801	361, 285	7, 985	24, 978	6, 262	7, 802	5, 525	8, 964
一般任期付職員	394, 722	338, 933	0	25, 125	9, 333	12, 631	0	8, 700
		(8, 104)						
計	419, 453	351, 243	10, 134	27, 131	5, 819	11, 629	4, 750	8, 747

(注)() 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

#### (2) 民間給与実態調査

#### ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 令和3年4月26日から6月22日まで
- (イ) 調査対象 令和3年4月給与の最終締切日現在、企業規模50人以上で、事業所規模50人以上 の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,935事業所
- (ウ) 対象職種 54職種(行政職相当職種22職種、その他の職種32職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,023人(行政職に相当する調査実人員1,004人)、初任給関係以外の 調査職種16,878人(行政職に相当する調査実人員15,890人)

(調査職種該当者(母集団)の推定数は134,184人、行政職に相当するものは123,210人)

- (オ) 抽出方法
  - ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、448事業所を無作為に抽出した。
  - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数であるときは抽出した 従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

# イ 調査結果の概要

# (7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	18
製造業	171
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	51
卸売業、小売業	27
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	12
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	75
計	354

# (イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

	職種名	,	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) — (B)
支	店	長	51歳	705, 308円	1,014円	704, 294円
工	場	長	54歳	675, 099円	475円	674,624円
事	務音	邻 長	52歳	591, 319円	1,373円	589, 946円
技	術 音	部 長	53歳	611, 283円	1,518円	609, 766円
事系	务 部	次 長	51歳	530, 242円	25, 726円	504, 516円
技術	行 部	次 長	52歳	560, 521円	3,537円	556, 984円
事	務認	果長	49歳	510, 535円	15, 487円	495, 048円
技	術割	果長	48歳	521, 701円	7, 342円	514, 360円
事務	5課長	:代理	47歳	491, 525円	32,884円	458,641円
技術	<b>f課長</b>	:代理	43歳	477, 630円	28, 123円	449, 507円
事	務仿	系長	45歳	455, 870円	53, 906円	401,964円
技	術を	系長	47歳	499, 427円	67, 130円	432, 297円
事	務 🗄	È 任	44歳	396, 848円	36, 263円	360, 585円
技	術 🖹	主 任	43歳	446, 866円	74, 376円	372, 490円
事	務仿	系員	39歳	363, 548円	41,970円	321,578円
技	術を	系員	37歳	373, 762円	59, 394円	314, 369円

# (ウ) 学歴別初任給(事務・技術関係職種)

学歴	初任給月額
大学卒	209, 488円
短大卒	186, 304円
高校卒	171, 548円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

# (エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,544円
配偶者と子1人	19, 104円
配偶者と子2人	25, 186円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

# (3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に、10月12日に職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」(26ページ~28ページ) のとおり。

# (4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
期末手当	<ul><li>・年間支給月数の引下げ (現行4.45月→4.30月)</li><li>・令和3年12月期から実施</li></ul>	・勧告どおり

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(令和3年)

令和3年10月12日 兵庫県人事委員会

# 《本年のポイント》

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔△3円(0.00%)〕が極めて小さいことから、月例給は改定なし
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(0.15月分)

## 1 公務と民間の給与水準の比較

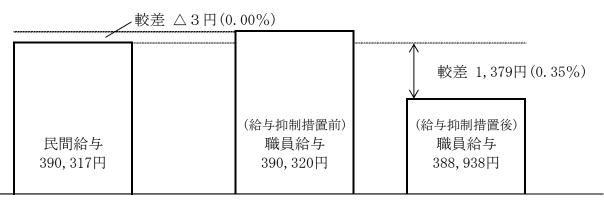
# (1) 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員給与が民間従業員給与を給与抑制措置 (管理職手当12%減額) 前で3円 (0.00%)上回っている。

・企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,935事業所から448事業所を無作為に抽出して調査(4月26日~6月22日)

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B)	備考
200 217 🗆	390, 320円	△3円 ( 0.00%)	給与抑制措置前
390, 317円	388, 938円	1,379円 ( 0.35%)	給与抑制措置後

## 【公民較差イメージ図】

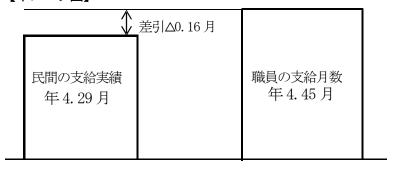


## (2) 特別給(期末·勤勉手当)

直近1年間(昨年8月~本年7月)の支給実績を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給 実績を0.16月分上回っている。

民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) — (B)	
4. 29月	4. 45月	△0.16月	

## 【イメージ図】



#### 2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔△3円(0.00%)〕を基本とする。

#### (1) 月例給(給料表等)

公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

・据置きは2年連続

#### (2) 特別給(期末・勤勉手当)

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を引下げ。

- ・現行4.45月分→4.30月分(期末手当:△0.15月)
- ・令和3年度は12月期を△0.15月。4年度以降は6月期及び12月期を各△0.075月
- ・引下げは2年連続

# [一般職員の支給月数]

		6月期	12月期	計
	期末手当	1. 275月	1. 125月 (現行 1. 275月)	2.40月 (現行 2.55月)
令和3年度	3年度 勤勉手当 0.95 月		0.950月	1.90月
	<u> </u>	2. 225月	2.075月 (現行 2.225月)	4.30月 (現行 4.45月)
	期末手当	1.20 月 (現行 1.275月)	1.20 月 (現行 1.275月)	2.40月 (現行 2.55月)
令和4年度 以降	勤勉手当	0. 950月	0.950月	1.90月
	計	2.15 月 (現行 2.225月)	2.15 月 (現行 2.225月)	4.30月 (現行 4.45月)

## (3) 改定の実施時期

令和3年12月期

## (4) 定年の引上げに関する対応 (R5.4.1施行)

国は、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とする措置等を導入すると ともに、新たに創設される定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員 と同様の取扱いとする。

本県も、均衡の原則を基本に、国及び他の地方公共団体の状況等を考慮し、60歳を超える職員 及び定年前再任用短時間勤務職員の給与について適切な措置を講じる必要がある。

# 〔参考〕 職員1人当たりの改定状況(行政職:平均年齢 42.7歳、平均経験年数20.8年)

	月例給与	騏∙ 勤铛	年間給与	年間給与の増減
改定前	385, 339円	4. 45月	6, 356, 000円	△59,000円
改定後	385, 339円	4.30月	6, 297, 000円	(△0.93%)

#### 3 人事行政における諸課題

#### (1) 人材の確保及び育成

#### ア 職員採用の強化

- ・「躍動する兵庫」を実現するため、新しい発想や手法、変化に対応する柔軟性と失敗をおそれず課題に立ち向かう行動力を備えた人材を確保
- ・オンラインでの説明会のほか、動画コンテンツやSNSによる発信、ホームページのリニューアルなど、スマホ世代を意識した広報を強化
- ・採用困難職種は、対象年齢の引上げ、受験しやすい試験方式、処遇の改善等を検討

#### イ 中長期視点に立った人材の育成

・具体的な人材育成施策をとりまとめた新たな「人材育成基本方針」の策定が必要

# ウ 女性の活躍推進

・「ひょうごアクション8」の新目標達成に向け、引き続き女性職員の職域拡大等のキャリア 支援、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等の取組が必要

#### (2) 能力と実績に基づく人事管理

・定年の引上げや国の制度改正にも留意しながら、人事評価制度について、管理職のマネジメント評価、職員のやりがい向上にもつながる人材育成機能の充実等が必要

# (3) 働き方改革と勤務環境の整備

#### ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため多くの超過勤務が発生しており、産業医による面接指導、ストレスチェック等により、健康障害防止に万全を期す必要
- ・学校では感染者が増加し、感染予防対策を講じた上での教育活動が一層求められており、教職員の負担軽減のため、学校現場を支援する取組が必要

#### イ 仕事と生活の両立支援

・人事院は、育児休業の取得回数制限を緩和する意見の申出を行い、不妊治療や育児参加休暇 の拡充等を講じる。本県も適切に対応するとともに、取得を勧奨する取組が必要

# ウ 職員の健康管理

・新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、職場における感染防止対策を徹底するとと もに、職員の健康状態やメンタルヘルスへの影響等の把握に万全を期す必要

#### エ ハラスメント対策

・ハラスメント防止指針策定後も懲戒処分事案が発生しており、研修等を通じた指針の周知、 相談への対応など、ハラスメント防止対策の徹底が必要

#### (4) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

#### ア 高齢期の雇用

- ・定年の引上げは、採用から退職までの人事管理全般に影響を与えるものであり、役職定年制 や給与に関する措置等の具体的内容の検討を進め、適切に制度導入を行う必要
- ・高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、これまで培ってきた能力及び経験を十分に活か し、意欲的に働き続けられるよう、モティベーションの維持・向上に意を用いる必要

# イ 臨時・非常勤職員の任用等

・国の非常勤職員における出産・育児等に係る休暇等を新設・改善する措置を踏まえ、本県も、 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に向けた措置を検討する必要

# (5) 公務員倫理の徹底

一部の職員による不祥事が依然として発生し、教員による体罰・セクハラ、横領は増加傾向にあることから、再発防止と公務員倫理の徹底が必要

#### 4 おわりに

本年度から減額率を12%に引き上げている管理職手当の減額措置は、勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。職員のモティベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、できる限り速やかに解消されるよう要請する。

#### 3 職員の利益保護

## (1) 勤務条件に関する措置要求

## ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和39年人事委員会規則第15号)に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

# イ 処理状況(令和3年度)

令和3年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

	令和2年度末	令和3年度		令和3年度末		
区分	(R3. 3. 31)	41.11年十六十十十	<b>♦</b> ₽ ♦ <del>+</del> <b> 11+ *1-</b>	(R4. 3. 31)		
	係属件数	新規要求件数	終結件数	係属件数		
給 与	1	1	1	1		
勤務時間		1		1		
休 暇						
その他		1		1		
計	1	3	1	3		

# ウ 終結事案の概要(令和3年度)

令和3年(措)第1号事案

要求年月日	令和3年3月29日
要求の概要	1 某資格者の登録に要した費用を支払うこと
	2 有資格者として業務に従事させ続けたことに対して、資格手当を支払うこと
	3 昇給させない等の懲罰措置が行われており、1級上位の給与等を遡って適用し、これ
	を基礎として給与等のアップ及び退職金への反映をすること。
終結年月日	令和3年11月18日
結 果	1、3は棄却、2は却下
判断の概要	<ul> <li>1 要求者は不本意ながらも県費負担がないことを了解の上で、自費で任意に基づく登録を行うことを承諾したと解さざるを得ない。なお、県が登録費用を負担して登録に係る職務命令を発することができるよう検討すべきである。</li> <li>2 資格手当の支給を求める要求は、議会による条例の改正を求めることを内容とするものであり、措置要求の対象とはならない。</li> <li>3 要求者の昇格及び昇給の決定が恣意的・差別的に行われたとは解されず、当局による決定に裁量権の逸脱又は濫用は認められない。</li> </ul>

# (2) 不利益処分に関する審査請求

## ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が懲戒その他 その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求を行うことができる。 人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則(平成10年人事委員会規則第 7号)に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、 処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

#### イ 令和3年度の処理状況

令和3年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりであり、前年度からの継続はなく、 新規請求が3件で、うち2件は終了したが、1件が令和4年度へ繰越しとなった。

			令和2年度末	令和:	3年度	令和3年度末	令和3年度
区分			(R3. 3. 31)	=±-1>//+-*/-	√夕√+1++*/-	(R4. 3. 31)	口頭審理
			係属件数	請求件数	終結件数	係属件数	開催回数
分	免	職					
限	休	職					
処	降	任					
分	降	給					
懲	免	職					
戒	停	職					
処	減	給		2	1	1	
分	戒	告					
そ	· 0	他		1	1		
	計			3	2	1	

# ウ 終結事案の概要(令和3年度)

令和3年(不)第1号事案

請求年月日	令和3年7月5日
請求の概要	市立小学校の教諭である請求人が、女子児童の体を触るセクシュアル・ハラスメントを
	繰り返し行ったことに対して、減給処分を行ったところ、請求人は、体を触って指導せざ
	るを得ない状況があったことが精査されていないとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和4年1月26日
結 果	処分承認
判断の概要	<ul><li>1 本件非違行為はいずれも、身体的接触を伴う指導の必要性・相当性があったとは言えないため、セクシュアル・ハラスメントと認められる。</li><li>2 本件非違行為の態様、本件小学校の教育環境への影響等を考慮すれば、本件処分は過去の懲戒処分と均衡が取られており、妥当である。</li></ul>

#### 令和4年(不)第1号事案

請求年月日	令和4年3月11日
請求の概要	某事務所の担当課長補佐である請求人に対して、他の職員のサポートが必要など担当課
	長補佐として担うべき業務を任せられないこと等を理由に再任用不採用としたところ、配
	偶者の看護等の事実関係を把握せず、また事情聴取や書面交付をしないまま一方的に不利
	益処分を行っているとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和4年3月31日
結 果	却下

# (3) 職員の苦情の処理

# ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、 これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

## イ 令和3年度の処理状況

令和3年度の苦情相談は次のとおりである。

			相	談内容	,		
相談件数	任用	給与	勤務条件 ・服務	執務環境	パワハラ	セクハラ	その他
4 1	2	7	1 1	2	1 3	0	6

# (4) 分限処分及び懲戒処分の状況

## ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、 法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関す る規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写し を提出することとなっている。

# イ 処理状況 (令和3年度)

令和3年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分1件、懲戒処分52件であった。

		知	事	教育委	委員会	警察不	本部長	言	+
		2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
$\wedge$	免 職					1		1	
分限	休 職			3	1			3	1
処	降 任								
分	降給								
73	計			3	1	1		4	1
懲	免 職			13	8	2		15	8
一成	停職		3	5	4	3	3	8	10
処	減 給	2	1	35	15	5	4	42	20
分	戒告		1	19	11	1	2	20	14
),	計	2	5	72	38	11	9	85	52
É	全計	2	5	75	39	12	9	89	53

# ウ 処分の内訳(令和3年度)

		矢	事	教育多	委員会	警察7	本部長	計口	+
		2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
	飲酒運転		1	1	1	1		2	2
<i>Ь</i> п	体 罰			24	9			24	9
処八	わいせつ			6	7	3	2	9	9
分   内	ハラスメント	2	1	8	8	1		11	9
容	横領			11	1			11	1
台	その他		3	25	13	7	7	32	23
	合 計	2	5	75	39	12	9	89	53

※処分内訳の件数には、監督処分を含む。

#### 4 職員団体

## (1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。 登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること(法第53条第2項)、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること(法第53条第3項)、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること(法第53条第4項)である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない(職員団体の登録に関する条例第4条第1項)。

## ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

		1	tの別	法人格取
職員団体名	登録年月日			
		連合体	単位団体	得の有無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		0	0
兵 庫 県 教 職 員 組 合	昭41.10.4	$\circ$		0
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		$\circ$	0
兵庫県自立教育労働者組合	昭57. 4.20		0	
兵庫県教職員連盟	昭63. 2.23	0		
加 印 教 職 員 組 合	平 2. 2. 8		0	0
兵庫高等学校教職員組合	平 2. 3.12		$\circ$	0
但 馬 教 職 員 組 合	平 2. 3.12		0	0
兵 庫 教 職 員 組 合	平 2. 3.12	0		0
丹 有 教 職 員 組 合	平 2. 5.10		0	
淡 路 教 職 員 組 合	平 2. 7. 2		0	
北播教職員組合	平 2. 7. 2		0	0
全教兵庫教職員組合	平25. 1.16		$\circ$	0
揖 龍 教 職 員 組 合	平31. 3. 8		0	0
神崎教職員組合	平31. 3. 8		0	0
赤相教職員組合	平31. 3. 8		0	0
多可町・西脇市教職員組合	平31. 3. 8		0	0
加東小野教職員組合	平31. 4.18		0	0
東播教職員組合	令 1. 6.27		0	

# イ 登録の状況

令和3年度における登録状況は次のとおりである。

	新規登録	新規登録   解散届出   変更届出			変更届出内訳		
登録団体数	申請件数	件数	件数	規約		登録事項	
	中酮什级	1十安人	什奴	大兄がり	名称	所在地	役員
19	0	1	13	2	0	0	11

## (2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない(法第52条第3項)。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則 第9号)で定めており、令和3年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

	(令和4年3月31日現在)
機関	職
議会事務局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長 (行政職7級の者に限る。) 主幹 (秘書又は人事労務を担当する者に限る。) 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 本庁 部局	1 防災監 技監 理事 会計管理者 新県政推進室長 部長 新庁舎準備室長 秘書広報室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 防災計画監 出納局長 次長 公館 長 県土安全参事 住宅参事 監察医務官 新県政推進参事 企画参事 課長 室長 企画官 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員(人事労務を担当するものに限る。) 副課長 副室長 班長(行政職7級の者に限る。) 主幹(人事労務を担当する者に限る。)研究参事 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課の総務班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長 会計課の総務・システム班長 秘書課の班長及び主幹 財政課の班長及び主幹 財政課の班長及び主幹 1 財政課の班長及び主幹 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任(いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。) 8 管財課の班長及び主幹(庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。)
兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐

県立男女共同参画センター	所長 副所長
県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 交流渦潮室長 次長 参事 事務所長 県税事務所の収税室長及び課税室長 福祉室長 但馬長
	寿の郷長 消費生活センター長 農業改良普及センター所長 土地
	改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長
	副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長 (人事労務を担
	当するものに限る。)
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	<ul><li>1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長</li><li>2 職員診療所長</li></ul>
職員会館	館長
消費生活総合センター	所長 副所長 部長 所長補佐 指導調整課長
広域防災センター	<ul><li>1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長</li><li>2 消防学校長 副校長</li></ul>
県立健康科学研究所	所長 副研究所長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	こども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	<ul><li>1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長</li><li>2 看護・介護部長</li></ul>
食肉衛生検査センター	<ul><li>1 所長 副所長 総務課長</li><li>2 食肉衛生検査所長</li></ul>
動物愛護センター	<ol> <li>所長 副所長 総務課長</li> <li>動物管理事務所長</li> <li>支所長 所長補佐</li> </ol>
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
<u></u> 県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
県立農林水産技術総合センタ	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長
	2 農業大学校の校長、副校長及び統括農業教育専門官

			3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫防除所長、但馬水 産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及
			び但馬水産技術センター次長
	家畜	保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長
	県立森林大学校		校長 副校長 総務課長
			所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長
	県立	淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長
教育	事	本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長 (行政職7級の者
委員	務		に限る。) 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主
会	局		幹(人事労務を担当するものに限る。)
			2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査(秘書又は
			人事労務を担当するものに限る。)及び人事班の主任
			3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長
			4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事
			班長 (人事労務を担当するものに限る。) 管理主事
	県立	学校	1 校長 副校長 教頭 事務長
			2 分校長
		at and the large to	3 船長
		特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
		南但馬自然学校	学長 校長 総務課長
	-	但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
		教育研修所	所長 部長 参事 総務課長
		美術館	館長 副館長 次長 分館長 館長補佐 総務課長
		図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長
>== \\		考古博物館	館長 副館長 部長 分館長 館長補佐 分館長補佐 総務課長
選挙管理委員会事務局			書記長
人事委員会事務局			局長 課長 副課長 班長 主幹 主査
監查委員事務局			局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
労働多	受員会	事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長
	r. E. ^		2 総務調整課の総務調整班長
-		事務局	局長班長
瀬戸戸		区漁業調整委員会事務局 如東郊景 lyst - 如東の港	

- 備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。
  - 2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織 規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

#### 5 労働基準監督機関の職権行使

## (1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び船員法(昭和22年法律第100号)が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う(法第58条第5項)。

令和3年4月1日現在、県の事業場は351事業場であり、人事委員会の所管が314事業場、労働局・ 労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

(令和3年4月1日現在)

所管	号別	部局	事業場名
人	第12号(教育·研究)[188]	知事[15] 教委[172] 警察[1]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災セクー 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術セクー 県立ものづくり大学校 県立 但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発 校 県立農林水産技術総合セクー 県立森林大学校 森林動物研究セクー 県立淡路景観園芸学校 県立学校(162) 県立特別支援教育セクー 県立南但馬自然学校 県立但 馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴 史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考 古博物館
事委員会[314]	別表第1に該当しない官公署 [126]	知事[55] 教委[7] 警察[56] その他[8]	本庁 (職員健康管理セッターを含む。) 兵庫県民総合相談セッター 県立男女 共同参画セッター 県民局 (事務所及び但馬消費生活セッターを除く。)(7) 県 民セッター (事務所を除く。)(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消 費生活セッター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務 所 職員会館 消費生活総合セッター こども家庭セッター(7) 女性家庭セッター 食肉衛生検査セッター 動物愛護セッター 県立身体障害者更生相談所 県立 知的障害者更生相談所 精神保健福祉セッター 旅券事務所 家畜保健衛 生所(3) 事務局本庁 教育事務所(6) 本庁 機動捜査隊 機動パートロール隊(2) 鉄道警察隊 運転免許課 運転 免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(46) 議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事 務局(2)
基労準働	第3号(土木· 建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
監局 督·	第13号(保健	知事[14]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
署 労働[37]	衛生)[22]	教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)

- (注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。
  - 2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管
  - 3 [ ]内は事業場数

#### (2) 労働基準法等に基づく職権行使

#### ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和3年度に行った許認可及 び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定 3件

② 時間外労働・休日労働に関する協定届 201件

③ 宿日直勤務許可 3件

④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定 1件

⑤ 機械等の設置届 1件

#### イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、 人事委員会所管の全事業場314事業場に書面調査を実施した。

令和3年度の重点調査項目は、①メンタルヘルス対策、②超過勤務の縮減、③ハラスメント防止とした。

違反事項の多い42事業場のうち8事業場に対して、委員等による実地調査を実施し、直接是正 指導を行ったほか、34事業場に対しては、文書で是正指導を行った。

#### 6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の 組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事 務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼する こと(働きかけ)が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、 任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和3年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

#### 7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関(当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関)は、職員の退職手当に関する条例等の規定に基づき、退職した職員又はその遺族に対して、退職後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができ、その場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴くこととなっている。

令和3年度の諮問は3件であった。

# 令和3年(退)第1号事案

諮問年月日	令和3年4月22日
HAII 3   X 4 1 1	1616-1-274-1
処分内容	市立中学校の教諭が、自校の女子生徒に対してわいせつな行為をしたことは、懲戒免職処分
	相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	令和3年7月1日
意見内容	異議なし

# 令和3年(退)第2号事案

諮問年月日	令和3年6月18日
処分内容	教育委員会事務局の職員が、派遣先の学校において学年費を横領したことは、懲戒免職処分
	相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	令和3年7月21日
意見内容	異議なし

# 令和4年(退)第1号事案

諮問年月日	令和4年1月13日
処分内容	市立中学校の職員が、相手を欺して取得した物品を転売したこと、同窓会費、学年費及び学
	校備品を横領等したことは、懲戒免職処分相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	令和4年3月8日
意見内容	異議なし